

# 第6回 定時株主総会 招集ご通知

想像以上を、みつけよう。

日時

2023年6月14日（水曜日）  
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド  
コンファレンスセンター  
Room A+B

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主様の混乱を避けるため、書面交付請求の有無に関わらず、一律従来どおり書面でお送りしております。

郵送、インターネットによる  
議決権行使期限

2023年6月13日（火曜日）  
午後6時30分まで

## 目次

|                |    |
|----------------|----|
| 第6回定時株主総会招集ご通知 | 01 |
| 事業報告           | 05 |
| 連結計算書類         | 26 |
| 計算書類           | 29 |
| 監査報告書          | 32 |
| 株主総会参考書類       | 38 |

ニフティライフスタイル株式会社

証券コード：4262

株主各位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
ニフティライフスタイル株式会社  
代表取締役社長 成田 隆志

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>



また、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ニフティライフスタイル」または「コード」に当社証券コード「4262」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月13日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年6月14日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room A+B
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第6期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第6期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様へは、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項から「連結注記表」「個別注記表」を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎第6回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主のみなさまから事前にご質問をお受けいたします。ご質問がございました株主様は、当社ウェブサイトより議決権行使書に記載の株主番号等をご入力の上、ご質問くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

### インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

#### 議決権行使期限

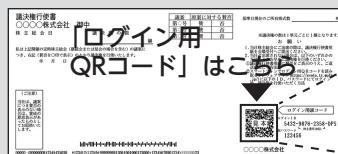
2023年6月13日（火曜日）  
午後6時30分まで



#### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1. QRコードを読み取る

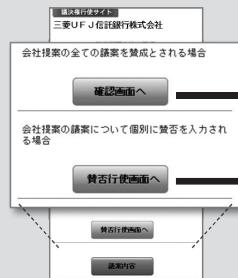


議決権行使書副票（右側）

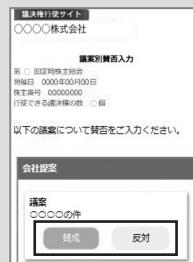
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

#### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



#### 3. 各議案の賛否を選択



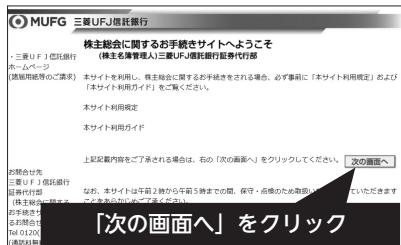
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

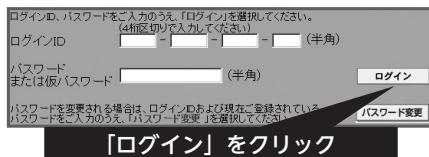


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

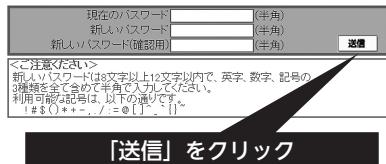
### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



### 2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



### 3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufig.jp/>



### ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

### 【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が残りながらも、経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価の上昇等、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

当社グループの主力ビジネスのひとつであるニフティ不動産が属する不動産業界におきましては、コロナ禍を経て改めてライフスタイルへの関心が高まったことにより個々のニーズが多様化し底堅く推移している一方、購入領域では住宅ローン金利水準の動向等を引き続き注視する必要も出てきています。また、ニフティ温泉が属する日帰りレジャー業界におきましては、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少に加え、原油価格の高騰によるコストの上昇等により、温浴施設には厳しい環境が続いていましたが、サウナブームや行動制限の解除、全国旅行支援等の施策もあり、レジャーへの消費意欲には回復基調が見え始めています。

このような事業環境のもと、当社グループでは、ユーザー数増加と事業領域の拡大を目指し、当連結会計年度を第2成長フェーズ初年度と位置付け、①認知度拡大に向けたブランディング強化、②新たな価値提供のための開発・人材への投資、③事業規模拡大を目指した新規事業開拓等、成長投資に注力してまいりました。

主なサービス別の取り組みといたしましては、ニフティ不動産では年末年始にかけてテレビCMを放映したほか、CMを軸に交通広告やSNSによるプロモーション強化を実施する等、不動産の最繁忙期である1～3月に向け、効果の最大化を狙った施策を行いました。また、不動産ポータルサイトを束ね、多くの物件情報を有する当社ならではの強みを生かした独自の機能開発に注力し、ユーザーへの訴求強化や他社プロダクトとの差別化を図りました。

ニフティ温泉につきましては、毎年年末に実施している「全国年間ランキング」においてユーザー投票が過去最高の19万票を獲得。また、ランキング入賞施設によるクーポン需要が高まったことで売上高も順調に推移したほか、2023年1月の利用者数は過去最高の430万MAUを獲得することができました。

DFO (SaaSツール) につきましては、広告メディア等の販売パートナーとのオンラインセミナーや営業連携に注力し、売上高は安定的に推移しました。

その結果、売上高は3,007百万円（前年同期比9.1%増）となり、設立以来5期連続で過去最高を更新いたしました。一方、当期実施した成長投資効果の発現時期は来期以降にも及ぶこともあり、営業利益は571百万円（前年同期比38.9%減）、経常利益は570百万円（前年同期比37.5%減）、また、親会社株主に帰属する当期純利益は339百万円（前年同期比43.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の主要な設備投資 無形固定資産 221百万円  
主な内容は、サービス用ソフトウェア開発等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                  | 第3期<br>2020年3月期 | 第4期<br>2021年3月期 | 第5期<br>2022年3月期 | 第6期<br>2023年3月期 |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高(百万円)             | 2,072           | 2,264           | 2,756           | 3,007           |
| 営業利益(百万円)            | 698             | 802             | 935             | 571             |
| 経常利益(百万円)            | 699             | 802             | 913             | 570             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 505             | 507             | 603             | 339             |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 101.05          | 101.55          | 113.13          | 54.23           |
| 総資産(百万円)             | 1,506           | 2,102           | 4,967           | 5,300           |
| 純資産(百万円)             | 1,045           | 1,487           | 4,390           | 4,753           |
| 1株当たり純資産(円)          | 206.57          | 297.41          | 702.51          | 748.35          |

- (注) 1. 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、2020年3月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ノジマ及びニフティ株式会社であります。株式会社ノジマは、当社株式を直接所有するニフティ株式会社の親会社であり、当社株式4,150千株（議決権比率65.4%）を間接所有しております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はなく、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からは一定の独立性が確保されているものと考えております。

当社と親会社等のグループ企業が取引する際の方針は、一般会社との取引と同様、市場原理に基づき経済合理性を基準に公正な取引を行うことを基本方針としております。また、当社では、親会社等のグループ企業と重要性の高い取引を行う場合には、取引内容および取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしており、親会社等のグループ企業との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより非支配株主の保護を図ります。以上の理由から、親会社等のグループ企業との取引に当たり、当社の利益を害しないと判断しております。

## ③ 重要な子会社の状況

| 名称<br>(所在地)            | 資本金<br>(千円) | 議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容                        |
|------------------------|-------------|--------------|--------------------------------|
| 株式会社Tryell<br>(東京都新宿区) | 6,500       | 100.0        | オンライン内見を中心とした不動産ソリューションサービスの提供 |

- ④ 事業年度末における特定完全子会社  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは2023年3月、これから同じ価値観を共有し、目指す姿に向けて全社一丸となって共に進んでいくため、新たに以下のとおりパーパス・ミッション・ビジョンを制定いたしました。

## ■パーパス (存在意義)

思いやりとテクノロジーで、一人ひとりの「幸せな暮らしの意思決定」を支え続ける。

## ■ミッション (目指す世界観)

誰もが「暮らしの主人公」になる世界を実現する。

## ■ビジョン (ミッション達成のためのマイルストーン)

「暮らしのこだわり」を届ける。

この理念の下、グループの今後のさらなる成長の実現に向け、2026年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を当社として初めて策定いたしました。

(詳しくは2023年5月9日付で公表した「中期経営計画策定に関するお知らせ」  
<[https://niftylifestyle.co.jp/ir/ir\\_news/](https://niftylifestyle.co.jp/ir/ir_news/)>、もしくは当社HPをご覧ください。)

本計画では、既存事業のブラッシュアップとその周辺領域の開拓による新規事業の創出を両軸とした成長戦略を掲げ、取り組みを進めてまいります。また、これら施策を実行する上での注力領域を以下のように再定義いたしました。

| 注力領域       | 内容  |
|------------|---|
| 不動産テック領域   | ニフティ不動産が手掛ける賃貸・購入領域での不動産物件情報検索サービス、子会社である株式会社Tryellが手掛ける不動産事業者向け送客／DX支援サービスに加え、売却やリフォームといった周辺領域での新規事業開拓も推進してまいります。                                |
| ウェルネステック領域 | 温泉やスーパー銭湯、スパといった温浴関連施設に関する情報専門メディア「ニフティ温泉」が手掛けるクーポン送客ビジネスを中心に、温浴施設を「体験の場」として、健康や美容商材等でユーザーと企業とつなぐ体験型広告サービスの強化と、関連領域であるウェルネス市場にも進出し、事業展開を行ってまいります。 |
| クロステック領域   | SaaSツール販売（DFO）の安定的な成長に加え、不動産、ウェルネスに次ぐライフスタイル領域におけるテクノロジー、当社アセットの活用による新規事業の創出に取り組んでまいります。  |

2024年3月期（2023年4月1日～2024年3月31日）につきましては、以上の領域にて既存事業における着実な売上高成長と効率を重視したコストマネジメント、周辺領域の開拓により、中長期的な成長を続けるための事業基盤を整えてまいります。

業績予想につきましては、売上高は3,323百万円（前年同期比10.5%増）、営業利益は694百万円（前年同期比21.5%増）、経常利益は692百万円（前年同期比21.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は457百万円（前年同期比34.9%増）の増収増益となる見通しです。

## (5) 主要な事業の概況 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社Tryell）の2社で構成されています。事業概要としては、「行動支援サービス事業」の単一セグメントで、＜行動支援プラットフォームサービス＞（不動産／求人／温泉関連の分野におけるユーザーの情報検討と企業の集客を支援）と、＜行動支援ソリューションサービス＞（企業のWEBマーケティング業務や営業接客業務支援のためのSaaS型のDXツールを提供）の2サービスを展開しております。

なお、当社が手掛けているサービスの内容については以下のとおりです。

| 事業区分       | 内容  |
|------------|---|
| 行動支援サービス事業 | <p><b>【行動支援プラットフォームサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニフティ不動産<br/>大手不動産ポータルサイトの物件情報をまとめて比較・検討できる不動産物件情報検索プラットフォームサービス。アプリとWEBで提供しており、国内最大級の情報量と探しやすさが特長</li> <li>・ニフティ温泉<br/>日帰り温浴施設やサウナ、スパ等に特化し、お得な割引クーポンやランキング、口コミ等の施設情報をアプリとWEBで提供する温浴施設の総合情報検索プラットフォームサービス</li> <li>・ニフティ求人<br/>アルバイトや転職情報の検索プラットフォームサービス。アプリとWEBで提供</li> </ul> <p><b>【行動支援ソリューションサービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DFO<br/>WEB広告入稿支援のためのデータフィード最適化ツール「DFO」(Data Feed Optimization) の提供。主なユーザーはEC企業や広告代理店で、SaaS型で提供</li> <li>・オンライン内見<br/>当社子会社である株式会社Tryellが運営。不動産事業者向けにオンラインでの接客や電子契約業務をサポートするDXツール「オンライン内見」をSaaS型で提供しているほか、ツール導入済顧客向けサービスとして、オンラインでのお部屋探しが可能な顧客の物件情報をまとめて検索・閲覧できるポータルサイト「オンライン内見ポータル」を運営</li> </ul> |

**(6) 主要な営業所**

本社：東京都新宿区

**(7) 従業員の状況（2023年3月31日現在）**

| 従業員数    | 前連結会計年度末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------------|-------|--------|
| 69名〔9名〕 | 10名〔3名〕      | 39.3歳 | 2.9年   |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、〔〕は臨時従業員数（アルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先**

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,344,900株
- ③ 株主数 2,985名
- ④ 大株主

| 株主名  | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|--|-----------|---------|
| ニフティ株式会社   | 4,150,000 | 65.4    |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)   | 197,400   | 3.1     |
| 田中 幸夫  | 100,700   | 1.6     |
| 木下 圭一郎   | 78,400    | 1.2     |
| 株式会社SBI証券  | 68,000    | 1.1     |
| 上田八木短資株式会社   | 63,800    | 1.0     |
| 株式会社ホワイトエステート  | 54,800    | 0.9     |
| 藪 太一   | 40,000    | 0.6     |
| BBH LUX/BROWN BROTHERS<br>HARRIMAN (LUXEMBOURG)<br>SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM<br>FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY<br>SMALL CAP ABSOLUTE VALUE | 30,000    | 0.5     |
| 渋谷 哲央  | 26,000    | 0.4     |

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

| 名称<br>(発行日)              | 行使期間                      | 新株予約権<br>の数 | 目的となる<br>普通株式の数 | 保有者数 | 発行価額 | 行使価額            |
|--------------------------|---------------------------|-------------|-----------------|------|------|-----------------|
| 第1回新株予約権<br>(2020年3月19日) | 2023年3月18日～<br>2028年3月17日 | 276個        | 27,600株         | 23名  | 無償   | 1株当たり<br>194円   |
| 第2回新株予約権<br>(2021年3月18日) | 2024年3月17日～<br>2029年3月16日 | 190個        | 19,000株         | 12名  | 無償   | 1株当たり<br>801円   |
| 第3回新株予約権<br>(2022年7月1日)  | 2025年6月15日～<br>2030年6月14日 | 475個        | 47,500株         | 27名  | 無償   | 1株当たり<br>1,219円 |

新株予約権行使の条件

(第1回・第2回・第3回共通)

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、正当な理由が存すると取締役会が認めた場合には権利行使をなしうるものとする。
- ・新株予約権の相続を認めないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

|                   | 名称       | 新株予約権の数 | 目的となる普通株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|----------|---------|-------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第1回新株予約権 | 0個      | 0株          | 0名   |
|                   | 第2回新株予約権 | 0個      | 0株          | 0名   |
|                   | 第3回新株予約権 | 215個    | 21,500株     | 5名   |
| 社外取締役             | 第1回新株予約権 | 0個      | 0株          | 0名   |
|                   | 第2回新株予約権 | 0個      | 0株          | 0名   |
|                   | 第3回新株予約権 | 60個     | 6,000株      | 3名   |

### ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社執行役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(2)①に記載の第3回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

当事業年度末日における新株予約権の状況

|      | 新株予約権の数 | 目的となる普通株式の数 | 交付者数 |
|------|---------|-------------|------|
| 執行役員 | 40個     | 4,000株      | 2名   |
| 従業員  | 160個    | 16,000株     | 17名  |

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況  |
|---------|--------|---|
| 代表取締役社長 | 成田 隆 志 | 株式会社Tryell取締役   |
| 取締役     | 広田 朋 美 | 事業本部長<br>株式会社Tryell取締役  |
| 取締役     | 松澤 尚 樹 | 人事総務部長  |
| 取締役     | 浅野 雄 太 | 経営管理部長<br>株式会社Tryell取締役   |
| 取締役     | 野島 亮 司 | 株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長<br>ニフティ株式会社代表取締役社長<br>ニフティコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長<br>株式会社セシール代表取締役会長<br>AXN株式会社代表取締役CEO<br>株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO |
| 取締役     | 小川 卓   | 株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長<br>株式会社Faber Company取締役  |
| 取締役     | 森 泰一郎  | 株式会社森経営コンサルティング代表取締役  |
| 取締役     | 磯崎 実 生 | イーサップ経営研究所代表<br>株式会社パピレス社外取締役   |
| 常勤監査役   | 藤城 哲 哉 | 株式会社Tryell監査役   |
| 監査役     | 寺西 章 悟 | ブティックス株式会社社外取締役<br>株式会社辻野社外取締役  |
| 監査役     | 角野 里 奈 | 角野里奈公認会計士事務所代表<br>株式会社エスクリ社外取締役（監査等委員）<br>株式会社リビングプラットフォーム社外監査役   |

- (注) 1. 取締役小川卓、森泰一郎、磯崎実生の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小川卓氏、取締役森泰一郎氏、取締役磯崎実生氏、監査役寺西章悟氏、監査役角野里奈氏の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役寺西章悟、角野里奈の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役磯崎実生、監査役角野里奈の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

## 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の一定の免責事由があります。

7. 2022年6月15日開催の第5回定時株主総会にて、浅野雄太氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任しております。
8. 2022年6月15日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、磯崎実生氏は辞任により社外監査役を退任し、当社の社外取締役に就任しております。
9. 2022年6月15日開催の第5回定時株主総会にて、角野里奈氏が新たに社外監査役に選任され、同日付で就任しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会で決議しております。また、当社は、取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外役員が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会は、取締役会の委任を受けて取締役の報酬を決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の取締役の報酬等は基本報酬及び非金銭報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

基本報酬は月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、本人の業務評価を総合的に勘案して報酬額を決定します。

- c. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬は株式報酬とし、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額もしくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項等については、支給決定の都度決定いたします。

- d. 基本報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

- . 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき指名報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の額の決定であります。指名報酬委員会に個人別報酬額の決定権限を委任している理由は、指名報酬委員会は、取締役会の下に設置された構成員半数以上の委員を独立社外役員で構成する委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。また、株式報酬については、各取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の、各取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数等を決議いたします。なお、指名報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

- a. 構成員の指名、地位及び担当

委員長：森泰一郎（社外取締役）、委員：小川卓（社外取締役）、委員：寺西章悟（社外監査役）、委員：成田隆志（代表取締役社長）、委員：野島亮司（取締役）

八、当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|---------|----------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等         |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 39,850<br>(11,926) | 36,750<br>(11,250) | —       | 3,100<br>(676) | 9<br>(3)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,040<br>(8,450)  | 16,040<br>(8,450)  | —       | —              | 4<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 55,890<br>(20,376) | 52,790<br>(19,700) | —       | 3,100<br>(676) | 13<br>(6)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。
2. 2019年6月19日開催の第2回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
3. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。ストックオプションにつきましては、2022年6月15日開催の第5回定時株主総会において、当該定時株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役に対し報酬等として30百万円以内(50,000株以内)として新株予約権を割当てすることを決議いただいております。当該決議日時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)であります。
4. 2019年8月28日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ③ 社外役員の状況

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小川卓氏は、株式会社HAPPY ANALYTICSの代表取締役社長、株式会社Faber Companyの取締役を兼任しております。当社と株式会社HAPPY ANALYTICS、株式会社Faber Companyとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役森泰一郎氏は株式会社森経営コンサルティングの代表取締役を兼任しております。当社と株式会社森経営コンサルティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役磯崎実生氏は、イーサップ経営研究所の代表、株式会社パピレスの社外取締役を兼任しております。なお、当社と、イーサップ経営研究所、株式会社パピレスとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺西章悟氏は、ブティックス株式会社、株式会社辻野の社外取締役を兼任しております。当社とブティックス株式会社、株式会社辻野との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役角野里奈氏は、角野里奈公認会計士事務所の代表、株式会社エスクリの社外取締役（監査等委員）、株式会社リビングプラットフォームの社外監査役を兼任しております。なお、当社と角野里奈公認会計士事務所、株式会社エスクリ、株式会社リビングプラットフォームとの間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名    | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要                             |
|-------|-------|------------|------------|--|
| 社外取締役 | 小川 卓  | 17回/18回    | —          | IT業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 森 泰一郎 | 18回/18回    | —          | 経営戦略分野における豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から積極的に発言を行っております。              |
| 社外取締役 | 磯崎 実生 | 18回/18回    | 3回/3回      | 公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の経営全般について客観的な視点から発言を行っております。                 |
| 社外監査役 | 寺西 章悟 | 18回/18回    | 13回/13回    | 弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。       |
| 社外監査役 | 角野 里奈 | 14回/14回    | 10回/10回    | 公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、中立の立場から、実効性の高い監査の実現のため、積極的に発言を行っております。         |

- (注) 1. 磯崎実生氏は2022年6月15日開催の第5回定時株主総会において社外取締役に選任され就任しました。同氏はそれ以前、当社の社外監査役として取締役会に出席していたため、同氏の取締役会出席回数は社外監査役として出席した4回を含んでいます。
2. 角野里奈氏は2022年6月15日開催の第5回定時株主総会において社外監査役に選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数がほかの監査役と異なっています。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額     |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,000 千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてリスク・コンプライアンス管理規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
  - (ii) 代表取締役直轄の内部監査部門は、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要に応じて、その改善を促す。
  - (iii) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
  - (iv) 監査役は、監査役監査基準に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - (v) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
  - (vi) 当社取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、文書保存規程に従い適切に保存、管理を行う。
  - (ii) 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
  - (iii) 個人情報取扱規程及び情報セキュリティ規程を整備し、個人情報及び重要な情報資産を適切かつ安全に保存、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスク・コンプライアンス管理規程に基づきリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。
  - (ii) 委員会は、事業年度の最初に開催される委員会において、リスク管理計画を策定し、リスクが現実化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - (ii) 職務執行に関する権限及び責任については取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
  - (iii) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定、承認し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、関係会社管理規程を策定する。
  - (ii) 経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合には、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を審議・検討のうえ、取締役会で決議・報告する。
  - (iii) 当社の監査役は常に子会社の業務が適正に執行されているかについて監査を実施する。
  - (iv) 当社内部監査部門は、子会社に対し、当社の内部監査規程に基づき定期的に監査を実施する。
  - (v) 当社子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得るものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。  
また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議のうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - (ii) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
  - (ii) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
  - (iii) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有のうえ、業務執行の内容を検証する。
  - (iv) 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
  - (v) 取締役及び使用人は、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。
  - (vi) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
  - (vii) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(viii) 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。

(ii) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。

(iii) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる取引も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応することを基本方針とする。

上記方針の下、反社会的勢力等対応マニュアルを策定し、役職員全員に周知徹底を図る。

⑪ 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

当社の当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(i) 取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。

- (ii) 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- (iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役会に報告いたしました。
- (iv) 監査役会は、監査方針及び監査計画を策定し、月1回の監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、また各監査役は重要な社内会議へ出席するとともに、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令の遵守状況についての報告を実施いたしました。
- (v) リスク・コンプライアンス管理委員会を4回開催しました。コンプライアンスについては、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しました。リスクについては、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有及び管理を徹底いたしました。

#### **(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題であると認識しております。今後も中長期的な企業価値の向上を目指した成長投資を積極的に行いつつも、安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、2023年3月期より配当を開始することいたしました。

なお、2023年3月期の期末配当金につきましては、直近の配当予想のとおり、1株当たり12円の配当とさせていただきます。また、次期の配当につきましては、1株当たり13円(中間6円50銭、期末6円50銭)を予定しております。

なお、当社は剰余金の配当を取締役会にて行うことができる旨を定款に定めております。

- 
- (注) 1. 本事業報告は、特段の記載がない限り、2023年3月31日における事項について記載しております。
2. 本事業報告中の記載金額は、特段の記載がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科目              | 金額      |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 3,007,792 |
| 売上原価            |         | 731,712   |
| 売上総利益           |         | 2,276,079 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,704,679 |
| 営業利益            |         | 571,400   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 21      |           |
| その他             | 1,186   | 1,208     |
| 営業外費用           |         |           |
| 為替差損            | 1,179   |           |
| その他             | 962     | 2,142     |
| 経常利益            |         | 570,466   |
| 特別損失            |         |           |
| 減損損失            | 54,624  | 54,624    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 515,841   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 172,836 |           |
| 法人税等調整額         | 3,874   | 176,710   |
| 当期純利益           |         | 339,130   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 339,130   |

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

|                          | 株主資本      |           |           |           |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 株主資本合計    |
| 当期首残高                    | 1,250,000 | 1,166,635 | 1,974,021 | 4,390,656 |
| 当期変動額                    |           |           |           |           |
| 新株の発行                    | 9,205     | 9,205     |           | 18,410    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |           |           | 339,130   | 339,130   |
| 株主資本以外の項目の当<br>期変動額 (純額) |           |           |           |           |
| 当期変動額合計                  | 9,205     | 9,205     | 339,130   | 357,541   |
| 当期末残高                    | 1,259,205 | 1,175,840 | 2,313,152 | 4,748,198 |

(単位：千円)

|                          | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|-------|-----------|
| 当期首残高                    | —     | 4,390,656 |
| 当期変動額                    |       |           |
| 新株の発行                    |       | 18,410    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |       | 339,130   |
| 株主資本以外の項目の当<br>期変動額 (純額) | 5,378 | 5,378     |
| 当期変動額合計                  | 5,378 | 362,919   |
| 当期末残高                    | 5,378 | 4,753,576 |



# 損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科目           | 金額      |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,974,386 |
| 売上原価         |         | 710,592   |
| 売上総利益        |         | 2,263,793 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,668,997 |
| 営業利益         |         | 594,795   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 0       |           |
| 雑収入          | 2,794   | 2,794     |
| 営業外費用        |         |           |
| 為替差損         | 1,179   |           |
| 雑損失          | 610     | 1,790     |
| 経常利益         |         | 595,800   |
| 特別損失         |         |           |
| 関係会社株式評価損    | 91,236  |           |
| 減損損失         | 51,605  | 142,842   |
| 税引前当期純利益     |         | 452,957   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 172,784 |           |
| 法人税等調整額      | 4,710   | 177,494   |
| 当期純利益        |         | 275,462   |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

|                          | 株主資本      |           |              |             |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     |              |             |
|                          |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                    | 1,250,000 | 1,150,000 | 70,227       | 1,220,227   |
| 当期変動額                    |           |           |              |             |
| 新株の発行                    | 9,205     | 9,205     |              | 9,205       |
| 当期純利益                    |           |           |              |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |           |              |             |
| 当期変動額合計                  | 9,205     | 9,205     | —            | 9,205       |
| 当期末残高                    | 1,259,205 | 1,159,205 | 70,227       | 1,229,432   |

(単位：千円)

|                          | 株主資本         |             |            | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|--------------------------|--------------|-------------|------------|-------|-----------|
|                          | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |       |           |
|                          | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |       |           |
|                          | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |       |           |
| 当期首残高                    | 1,980,521    | 1,980,521   | 4,450,748  | —     | 4,450,748 |
| 当期変動額                    |              |             |            |       |           |
| 新株の発行                    |              |             | 18,410     |       | 18,410    |
| 当期純利益                    | 275,462      | 275,462     | 275,462    |       | 275,462   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |              |             |            | 5,378 | 5,378     |
| 当期変動額合計                  | 275,462      | 275,462     | 293,873    | 5,378 | 299,251   |
| 当期末残高                    | 2,255,984    | 2,255,984   | 4,744,622  | 5,378 | 4,750,000 |

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ニフティライフスタイル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下 靖規  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉本 和芳  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニフティライフスタイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ニフティライフスタイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 日下 靖規 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 倉本 和芳 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

ニフティライフスタイル株式会社 監査役会

常勤監査役 藤城 哲哉  
社外監査役 寺西 章悟  
社外監査役 角野 里奈  
(戸籍名 岡田 里奈)

以上

## 第1号議案 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

## 2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第2条（目的）<br/>当社は次の事業を営むことを目的とする。<br/>1～12.（条文省略）<br/>（新 設）</p> <p><u>13. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> | <p>第2条（目的）<br/>当社は次の事業を営むことを目的とする。<br/>1～12.（現行どおり）<br/><u>13. 健康食品や化粧品等の企画、開発、販売、卸売および輸出入</u><br/><u>14. インターネット等を利用した通信販売業務</u><br/><u>15. EC（電子商取引）サイトの企画、制作および運営</u><br/><u>16. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役8名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、2名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名   | 現在の当社における地位等                | 取締役会出席状況                   |
|-------|--|-----------------------------|----------------------------|
| 1     | 再任<br>なり た たか し<br><b>成 田 隆 志</b>  | 代表取締役社長兼社長執行役員              | 18回/18回<br>(100%)          |
| 2     | 再任<br>ひろ た とも み<br><b>広 田 朋 美</b><br>(戸籍上の姓名)<br>み かみ とも み<br><b>三 上 朋 美</b> | 取締役兼常務執行役員事業本部長             | 16回/18回<br>(89%)           |
| 3     | 再任<br>あさ の ゆう た<br><b>浅 野 雄 太</b>  | 取締役兼執行役員経営管理部長              | 14回/14回<br>(100%)          |
| 4     | 再任<br>の じま りょう じ<br><b>野 島 亮 司</b>   | 取締役                         | 18回/18回<br>(100%)          |
| 5     | 再任<br>お がわ たく<br><b>小 川 卓</b>  | <b>独立役員</b><br><b>社外取締役</b> | 社外取締役<br>17回/18回<br>(94%)  |
| 6     | 再任<br>もり たいいちろう<br><b>森 泰一郎</b>  | <b>独立役員</b><br><b>社外取締役</b> | 社外取締役<br>18回/18回<br>(100%) |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|--|---|----------------|
| 1   | なり た たか し<br>成 田 隆 志<br>(1977年5月16日生)<br><br><b>再任</b> | 2000年3月 株式会社産案入社<br>2002年10月 ニフティ株式会社入社<br>2018年2月 当社代表取締役<br>2018年4月 ニフティ株式会社執行役員WEB事業部長<br>2018年6月 同社取締役兼執行役員WEB事業部長<br>2018年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員<br>ニフティネクサス株式会社取締役副社長<br>2019年2月 ニフティ株式会社取締役兼常務執行役員<br>WEB事業部長<br>2019年4月 同社取締役兼常務執行役員<br>当社代表取締役社長兼社長執行役員事業開発<br>部長<br>ニフティネクサス株式会社代表取締役社長兼<br>社長執行役員<br>株式会社Tryell取締役(現任)<br>2019年7月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)<br>2019年10月 当社へ転籍<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社Tryell取締役 | 25,000株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>成田隆志氏は、長年にわたりWEBサービス事業の指揮を執り、当社設立時より代表取締役社長として当社グループ全体の事業成長に貢献してまいりました。今後も、同氏が持つ理念と強力なリーダーシップにより、当社グループのさらなる事業成長への貢献ができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |  |   |                |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|--|--|----------------|
| 2   | <p style="text-align: center;">ひろ た とも み<br/>広 田 朋 美<br/>(1977年4月9日生)</p> <p style="text-align: center;">(戸籍上の姓名)<br/>み かみ とも み<br/>三 上 朋 美</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> | <p>2007年3月 ニフティ株式会社入社<br/>2018年4月 当社取締役ライフ事業部長<br/>2018年10月 当社取締役兼執行役員ライフ事業部長<br/>2019年4月 当社取締役兼常務執行役員事業統括部長<br/>株式会社Tryell取締役<br/>2019年9月 当社取締役兼常務執行役員求人プラットフォーム部長<br/>2019年10月 当社へ転籍<br/>当社取締役兼常務執行役員事業本部長 (現任)<br/>2020年9月 株式会社Tryell取締役 (現任)<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社Tryell取締役</p>   | 19,000株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>         広田朋美氏は、長年にわたり多くのWEBサービス事業に携わることでWEBマーケティング領域における豊富な経験と知識を有しております。また、当社設立時より事業部門をけん引する立場として事業成長に貢献してまいりました。今後も、同氏は事業部門を統括し、事業計画を推進する立場にふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |  |  |                |
| 3   | <p style="text-align: center;">あさ の ゆう た<br/>浅 野 雄 太<br/>(1983年7月27日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>  | <p>2006年4月 三菱商事株式会社入社<br/>2009年6月 三菱商事(上海)有限公司<br/>2011年9月 三菱商事株式会社財務部資金チーム<br/>2015年6月 楽天株式会社入社<br/>2016年11月 同社IR部企画調査グループマネージャー<br/>2018年7月 OLT A株式会社執行役員CFO<br/>2019年3月 同社取締役CFO<br/>2022年3月 当社管理本部副本部長<br/>2022年4月 当社経営管理副本部長<br/>2022年6月 株式会社Tryell取締役 (現任)<br/>当社取締役兼執行役員経営管理部長 (現任)<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社Tryell取締役</p> | 一株             |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>         浅野雄太氏は、長年にわたり経営管理業務に携わり、財務、経理、IR等に関する豊富な経験と知識を有しております。今後も、同氏はさらなる当社企業成長に向けて、財務戦略等を立案、執行するにふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>   |  |  |                |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|--|--|---|----------------|
| 4  | <p style="text-align: center;">の じま りょう じ<br/>野 島 亮 司<br/>(1979年1月24日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> | <p>2005年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社<br/>                 2008年1月 同社代表取締役社長<br/>                 2008年10月 株式会社ノジマ入社<br/>                 2012年6月 同社執行役IT戦略事業部長<br/>                 2013年6月 同社取締役兼執行役IT戦略事業部長<br/>                 2014年4月 同社取締役兼常務執行役IT戦略事業部長<br/>                 2015年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役(現任)<br/>                 2016年10月 株式会社ノジマ取締役兼執行役副社長<br/>                 2017年4月 西日本モバイル株式会社(現アイ・ティー・エックス株式会社)取締役<br/>                 株式会社ジオビットモバイル(現株式会社アップビート)取締役<br/>                 ニフティ株式会社取締役<br/>                 2017年6月 同社取締役副社長<br/>                 2018年3月 株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長(現任)<br/>                 2018年4月 当社取締役会長<br/>                 2018年10月 ニフティネグサス株式会社取締役会長<br/>                 2019年6月 ニフティ株式会社代表取締役社長(現任)<br/>                 2019年8月 COURTS Asia Limited(現 Nojima APAC Limited) Director(現任)<br/>                 2020年12月 ニフティ・セシル株式会社(現ニフティコミュニケーションズ株式会社)代表取締役社長<br/>                 2021年3月 株式会社セシル代表取締役会長(現任)<br/>                 2021年10月 当社取締役(現任)<br/>                 AXN株式会社代表取締役CEO(現任)<br/>                 株式会社AXNジャパン代表取締役CEO<br/>                 株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO(現任)<br/>                 株式会社ミステリチャンネル代表取締役CEO<br/>                 ITXコミュニケーションズ株式会社取締役(現任)<br/>                 ニフティコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長(現任)<br/>                 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>                 株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長<br/>                 ニフティ株式会社代表取締役社長<br/>                 ニフティコミュニケーションズ株式会社代表取締役会長<br/>                 株式会社セシル代表取締役会長<br/>                 AXN株式会社代表取締役CEO<br/>                 株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO</p> | 17,500株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                 野島亮司氏は、長年にわたり上場会社の取締役として豊富な経営経験及び幅広い人脈、情報リソース等を有しており、当社の経営体制強化及び事業拡大に対してこれまでも多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |  |   |                |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|--|--|---|----------------|
| 5  | <p style="text-align: center;">おがわ たく<br/>小川 卓<br/>(1978年3月23日生)</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </p> | <p>2003年4月 日本マイクロソフト株式会社入社<br/> 2003年10月 株式会社ウェブマネー入社<br/> 2006年9月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社<br/> 2012年10月 株式会社サイバーエージェント入社<br/> 2014年6月 デジタルハリウッド大学院客員准教授<br/> 2014年7月 アマゾンジャパン合同会社入社<br/> 2015年2月 株式会社 UNCOVER TRUTH Chief Analytics Officer (現任)<br/> 2015年3月 株式会社Faber Company Chief Analytics Officer<br/> 2016年1月 SoZo株式会社最高分析責任者(現任)<br/> 一般社団法人ウェブ解析士協会顧問(現任)<br/> 2016年4月 デジタルハリウッド大学院客員教授<br/> 2017年1月 株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長(現任)<br/> 2018年2月 株式会社日本ビジネスプレス Chief Analytics Officer(現任)<br/> 2019年8月 当社社外取締役(現任)<br/> 2020年2月 株式会社Faber Company 取締役 Chief Analytics Officer(現任)<br/> (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> 株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長<br/> 株式会社Faber Company取締役</p> | 一株             |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由等】</b><br/> 小川卓氏は、長年にわたるWEBマーケティング領域における豊富な経験と専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営及び提供サービスに対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p> |  |   |                |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|--|---|----------------|
| 6   | <p style="text-align: center;">もり                      たいいちろう<br/>森                      泰一郎<br/>(1988年1月30日生)</p> <p style="text-align: center;">再任<br/>社外<br/>独立</p> | <p>2013年4月 株式会社XEED入社<br/>2014年4月 ラクスル株式会社入社<br/>2016年6月 株式会社 BuySell Technologies 取締役<br/>COO兼CSO<br/>2017年10月 森経営コンサルティング設立<br/>2018年9月 株式会社森経営コンサルティング設立 代表<br/>取締役(現任)<br/>2021年4月 当社社外取締役(現任)<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社森経営コンサルティング代表取締役</p> | 一株             |
| <p>【社外取締役候補者とした理由等】<br/>森泰一郎氏は、長年にわたる経営分野におけるコンサルティング経験など豊富な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営に対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。<br/>なお、当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p> |  |   |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小川卓、森泰一郎の各氏は社外取締役候補者であります。  
当社は、小川卓、森泰一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。  
本総会終結の時における当社社外取締役在任期間は、小川卓氏について3年10か月、森泰一郎氏について2年2か月であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、現行定款において社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である小川卓氏及び森泰一郎氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。  
本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 会社の役員等賠償責任保険契約について  
当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2023年7月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 野島亮司氏は、現在親会社である株式会社ノジマ及びニフティ株式会社の業務を執行しております。なお、株式会社ノジマ及びニフティ株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の当社第2回定時株主総会において、報酬額を年額60百万円以内とご承認頂いておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、当社の取締役に対し報酬等として30百万円以内において、下記記載の理由と同じ理由で新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する割当ては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして、役位・職責・当社の業績等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しており、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、本株主総会における第2号議案が原案どおり可決されますと取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

#### 記

1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の当社業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の上限

500個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は275個（うち社外取締役分は60個）を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

## 8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

## 9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
12. 新株予約権の払込金額  
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以 上

## ニフティライフスタイル株式会社 株主総会会場ご案内図

**日時** 2023年6月14日(水曜日)  
午前10時(午前9時30分受付開始予定)

**会場** 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター  
RoomA+B



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいませますようお願い申し上げます。